平成24年分の所得税確定申告書・住民申告書の提出は
2月18日(月)から3月15日(金)まで

問 課税課市民税係 ☎(80)1281

あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか?

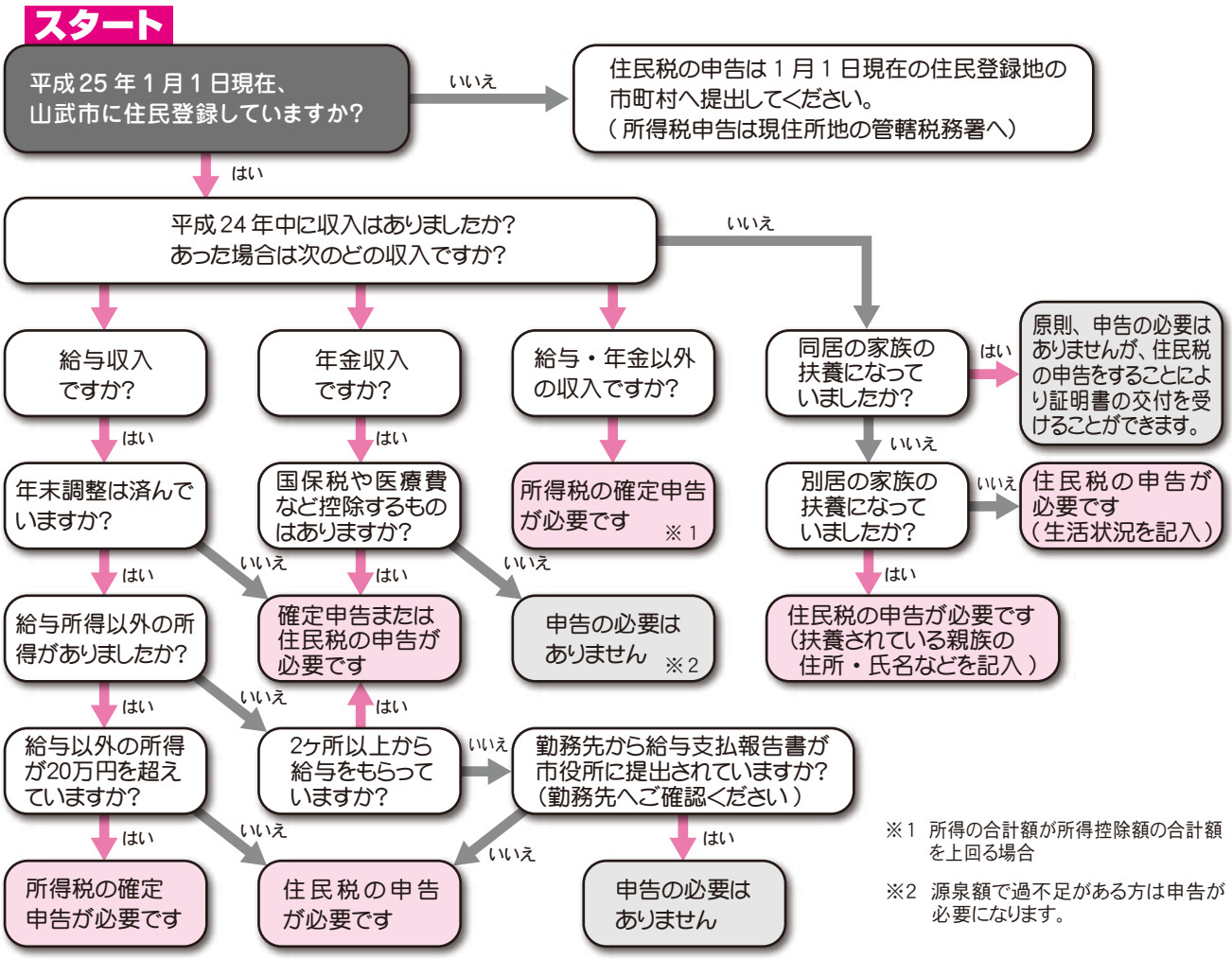

※1 所得の合計額が所得控除額の合計額を上回る場合

※2 源泉額で過不足がある方は申告が必要になります。

注意

収入が無かった場合でも住民税の申告が必要な場合があります。

上記のフロー図により申告が必要ないとされた方でも、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減判定やその他の行政サービスを受ける上で申告が必要となることがあります。

また、所得の証明を必要とする場合は、申告がされていないと証明書を発行することができません。

【申告に必要となるもの】

共通 印かん(自動印不可)・申告書(お手元にある場合)

給与・年金所得 源泉徴収票(原本)または収入金額を証明するもの

事業所得(農業・営業・不動産) 収支内訳明細書または収入や経費がわかる帳簿・書類 ※租税公課は、納税通知書等を確認してください。

雑所得(個人年金・内職など) 保険会社から送付される通知など

一時所得 保険満期の通知など

医療費控除 医療費などの領収書(対象とならない場合もあります。)※保険金などで補てんされた場合は、その金額のわかるもの

社会保険料控除 国民年金保険料控除証明書

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、納税通知書、領収書などで納付額を確認してください。

※電話によるお問い合わせは、個人情報保護のためお答えできないことがあります。

生命保険料控除・地震保険料控除 保険会社などが発行する控除額証明書

※平成24年分から介護医療保険料控除枠が設けられ、控除額の計算方法が改正されました。

申告相談受付日程表

給与所得者で年末調整をされていない方や農業・自営業の方などを対象とした住民税の申告や簡易な確定申告は、市役所で受付します。例年、申告会場では午前中が大変混雑し長時間お待ちいただています。比較的午後の方が空いていますので、ご利用の際にはご協力をお願いします。また、日程表の地区指定日では都合がつかない方は、山武市役所相談会場をご利用ください（土日祝日及び各出張相談会場ではお受けできませんのでご注意ください）。**なお、申告期間中は、相談会場でのみ申告書の受理及び申告相談を行っております。課税課窓口及び各出張所窓口では、お受けできませんのでご注意ください。**

注意

次の方は、市役所では相談を行っていませんので東金税務署で申告をしてください。

譲渡所得（土地、建物、株式などを売った場合）、震災関連の雑損控除の申告をされる方や青色申告をされる方、贈与税や消費税の申告をされる方

			対象地区および対象者		
			受付時間：午前の部　9：00～11：00　（混雑状況によっては受付時間の変更もあります。） 午後の部　13：00～16：00		
日付		曜日	山武市役所相談会場（3階 大会議室）	出張相談会場	
2月	18日	月	年金収入・給与収入の方	出張相談は行なっていません	
	19日	火			
	20日	水	地区指定なし	蓮沼出張所	蓮沼ロ・平
	21日	木			蓮沼ハ・ホ
	22日	金			蓮沼イ・ニ
	25日	月	成東	出張相談は行なっていません	
	26日	火	姫島・殿台・津辺・島	松尾出張所	山室・引越・谷津・古和・小川・上大蔵・下大蔵
	27日	水	市場・親田・川崎・和田・板附・湯坂		金尾・蕪木
	28日	木	野堀・嶋戸・真行寺・新泉・富田・寺崎・早船・柴原		八田・猿尾・五反田・祝田・水深・本水深・田越
3月	1日	金	上横地		大堤・松尾・富士見台
	4日	月	下横地・草深・五木田・小泉・富口・富田幸谷		広根・下野・折戸・下之郷・借毛本郷・高富
	5日	火	白幡		本柏・木刀・武野里
	6日	水	本須賀	出張相談は行なっていません	
	7日	木	木戸・小松・松ヶ谷イ	あららぎ館（山武出張所）	埴谷
	8日	金	松ヶ谷ロ・井之内		戸田・麻生新田・中津田・板川・板中新田・沖渡
	11日	月	出張相談に都合がつかない方		横田・実門・大木
	12日	火			木原・矢部
	13日	水			椎崎・日向台・美杉野
	14日	木			森・雨坪・武勝・下布田・植草
	15日	金		出張相談は行なっていません	

【所得税の確定申告が必要なくても住民税の申告が必要な方とは】

◆給与所得があり、かつ、20万円以下の給与以外の所得がある方
◆給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されていない方
◆公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、20万円以下の公的年金等に係る雑所得以外の所得がある方
◆公的年金などを受給している方で、市役所に公的年金等支払報告書が提出されていない方
◆収入がなかった方で、同居の家族の扶養になっていない方

※申告書の発送については、前回の申告状況等を基に行っていますので、申告が必要な方であっても場合により送付されないことがあります。申告書の受領の有無にかかわらず、申告手続きをしてください。

寄附金控除　寄附先の発行する寄附金受領証明書など

住宅借入金等特別控除　（平成24年中に10年以上のローンでマイホームを取得した方）
源泉徴収票（原本）、購入者本人の住民票、収入印紙の貼付された売買契約書または請負契約書（写し）、登記事項証明書（原本）、金融機関の借入金年末残高証明書、計算明細書（税務署・市役所課税課にあります）

所得税が還付となる場合　金融機関の口座番号のわかるもの（申告者本人名義に限る）

◆事業所得は収支内訳書の添付を
営業・農業・不動産所得の申告は、総収入金額や必要経費の内訳を記載した「収支内訳書」を作成し、申告会場においでください。

◆譲渡所得の申告　平成24年中に土地（借地権）、建物等の不動産や、ゴルフ会員権、株式等の資産を売った場合は、譲渡所得等について所得税の確定申告が必要です。（譲渡所得の申告は、東金税務署や税理士に相談ください。）

◆東日本大震災により住家・家財などに被害を受けた方　所得税の軽減や、免除を受けられる場合があります。東金税務署や税理士に相談ください。

☎／市外局番の記載のないものは『0475』です